欄を適宜補正した上で、当該特定地域基盤企業等の本店又は主たる事務所の所在地、商号又は名称並びに代表者の役職及び氏名を記載すること。

３．合併等に係る契約の内容に関する事項

「合併等に係る契約の内容に関する事項」については、合併等（法第３条第１項に規定する合併等をいう。以下同じ。）に係る契約書の内容等を踏まえ、合併等の種別に応じて、第７条各号に掲げる事項を記載すること。

４．合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の範囲

⑴　合併等に係る特定地域基盤企業（合併等の当事者、事業の譲受け等の相手方となる会社又は特定地域基盤企業等が取得する株式を発行する会社が特定地域基盤企業である場合には、当該特定地域基盤企業をいい、合併等の当事者、事業の譲受け等の相手方となる会社又は特定地域基盤企業等が取得する株式を発行する会社が、特定地域基盤企業の親会社である場合には、当該親会社の子会社である特定地域基盤企業をいう。以下同じ。）の商号又は名称及び当該特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の範囲を記載すること。

⑵　「合併等に係る特定地域基盤企業が基盤的サービスを提供する地域の範囲」については、必要に応じて、当該特定地域基盤企業が提供する基盤的サービス種類毎に、その範囲を記載すること。

５．合併等を通じた基盤的サービスに係る事業の改善に係る方策及び当該事業の改善に応じた基盤的サービスの提供の維持に関する事項

⑴　「合併等を通じた基盤的サービスに係る事業の改善に係る方策」については、合併等に係る特定地域基盤企業の経営の現状分析を踏まえた上で記載すること。また、当該方策による、基盤的サービス維持計画の実施期間内における基盤的サービスに係る事業の収益の改善、その他の事業改善の見込みを記載すること。

⑵　「事業の改善に応じた基盤的サービスの提供の維持に関する事項」については、合併等に係る特定地域基盤企業の種別に応じて記載すること。

６．基盤的サービス維持計画の実施期間

⑴　基盤的サービス維持計画の始期となる日及び終期となる日を記載すること。

⑵　基盤的サービス維持計画の始期となる日については、合併等の効力が生じる予定日を記載すること。

⑶　基盤的サービス維持計画の終期となる日については、合併等の効力を生じる予定日から５年以内となる日を記載すること。

７．その他合併等による基盤的サービスの提供の維持に関し必要な事項

⑴　第１から第４に記載した事項のほか、基盤的サービスの提供の維持に関し必要な事項があれば、当該事項を記載すること。

⑵　申請者が不当な基盤的サービスの価格の上昇その他の不当な不利益の防止のための方策を定める必要があると考える場合には、「その他合併等による基盤的サービスの提供の維持に関し必要な事項」として、当該方策を記載することができる。